

(医) 北光会

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年7月1日～令和4年6月30日までの5年間
2. 内容

目標1：男性の育児休暇の取得の推奨

<対策>

- 令和元年9月～ 社員への周知開始、育児に対する意識向上、同僚の理解など

目標2：令和4年6月までに、子の看護休暇制度を拡充する（半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 令和元年9月～ 制度の導入、社内掲示などによる社員への周知